

世羅町放課後児童クラブ

利用のしおり



令和7年12月作成

【目次】

1. 活動の内容について【P1】
2. 利用できる児童について【P1】
3. 利用できる期間について【P1】
4. 開所日・開所時間について【P1. P2】
5. 閉所日（実施しない日）について【P2】
6. 入会申込みの手続き等について【P2. P3. P4】
7. 利用内容の変更・退会について【P4】
8. 利用料（児童1人当たり）について【P4. P5】
9. 利用料の納付方法について【P5】
10. スポーツ安全保険の加入について【P5】
11. 利用形態や就労状況の変更について【P6】
12. 児童クラブの出欠について【P6】
13. お弁当について【P6】
14. ご家庭でのしつけ・指導について【P6】
15. 病気やケガについて【P6】
16. 放課後児童クラブ一覧表【P7】
17. 利用上の注意事項について【P7. P8】

放課後児童クラブ利用のご案内



《放課後児童クラブとは》

保護者が就労等により専門家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や土曜日、春・夏・冬休みなどの学校休業日に、専用施設を利用して家庭に代わる生活の拠点として遊びを中心とした活動を行い、安全で心身ともに健全に育つための育成支援をします。

1. 活動の内容について

- ①児童の遊びを通じた自主性、社会性及び創造性の向上に資する活動
- ②児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定に資する活動
- ③遊びに対する意欲及び態度の形成に資する活動

を基本とし、児童が安心して楽しく過ごせるよう、遊びを中心に、ルールを守りながら集団生活を行い、児童の心身の健全な育成を図る目的で運営します。

※放課後児童クラブは、「学校教育」・「学習塾」・「スポーツクラブ」の一環としての活動ではないため、学校や学習塾のように学習指導は行いません。ただし、自主学習時間を設けています。

2. 利用できる児童について

(1)世羅町内に居住している児童又は町内の小学校に就学している児童
(2)保護者及び同居家族（18歳以上）の全員が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けることができないと認められる児童（同一住所地及び同一敷地内の別の建物にお住まいの方は、住民票の世帯が別世帯であっても同居しているものとみなします。）

- ①家庭外・家庭内で働いている。
- ②病気や負傷または心身に障害がある。
- ③病気や心身に障害のある同居の親族を看護している。
- ④産前産後（育休期間中を除く）
- ⑤就学している。（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑥その他（災害等）

3. 利用できる期間について

令和8年4月1日～翌年3月31日（年度ごとに入会申込みが必要です）

4. 開所日・開所時間について

開 所 日	開 所 時 間
平日（月曜日～金曜日）	小学校終了時間～午後6時30分まで
土曜日 長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）	午前8時00分～午後6時30分まで

学校指定の休業日 (学校行事による振替日等)	午前8時00分～午後6時30分まで
---------------------------	-------------------

5. 閉所日（実施しない日）について



①日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

②大雨警戒警報等が発令された場合

※警戒レベルに応じて閉所、閉所の判断をします。

※閉所情報については各クラブが使用する通知サービスにて配信を行います。（ただし、登録状況により母子手帳アプリ「母子モ」を併用する場合があります。）

③その他、町長が必要と認める日

※利用日の前日までに利用予定児童がいないとき、利用児童が全員帰宅したときは閉所する場合があります。

※お盆期間中は、利用希望状況により閉所または合同閉所とする場合があります。

6. 入会申込みの手続き等について

I. 入会申込みについて

令和8年度に放課後児童クラブへの入会を希望する場合、次の期間で申込みを受付ます。
春休み等学校の長期休業中のみ入会希望される方も同期間に受付を行います。

【受付期間】

令和8年1月6日（火）～令和8年2月6日（金）

【受付場所及び時間】

◆子育て支援課 平日8時30分から17時15分まで

◆せらにし支所 平日8時30分から17時15分まで

◆各放課後児童クラブ 平日17時15分から閉所時間まで
土曜日8時00分から閉所時間まで

※入会希望者は必ず受付期間内に申込みを行ってください。

※提出された書類に不備があったときには、子育て支援課よりご連絡させていただきます。

連絡が取れない場合は審査に進むことができませんのでご注意ください。



【審査】

入会登録申請書等の提出書類をもとに利用の承諾・不承諾の審査を行います。

- 1) 入会審査により入会基準に該当しない場合
2) 入会希望者が定員を上回る場合

}

など、入会できない場合があります。

※入会希望者が定員を上回る場合、低学年の児童を優先するなどの優先基準で審査を行います。



【利用の承諾・不承諾 結果通知】【結果通知後の利用説明会開催】

1) 入会が承諾になった場合 ⇒ 利用承諾書、利用説明会のご案内、個人票、
4月の利用確認表を送付

※利用説明会では、利用上の注意点等を説明させていただきますので、必ずご参加ください。
個人票・4月の利用確認表を3月19日(木)までに各放課後児童クラブまでお持ちください。

2) 入会が不承諾になった場合 ⇒ 利用不承諾通知書を送付



【入会】

※令和8年4月1日から利用できます。(令和8年度の新1年生の方も利用できます。)

- 年度ごとに入会申込みが必要です。翌年度も利用を希望される場合は、指定された受付期間内に必ず申込みを行ってください。

II. 入会基準及び必要書類

次の事由に該当する場合は、保護者及び同居家族の(18歳以上)の方全員分の書類提出が必要です。

※同一住所地及び同一敷地内の別の建物にお住まいの方は、住民票の世帯が別世帯であっても同居しているものとみなします。

※住民票上同一住所であれば、**単身赴任の場合も同居しているものとみなします。**

利用事由	内容	添付書類等
就労 (被雇用者)	家庭外で働いており児童の監護ができない場合。 ※年度途中で雇用期間が満了になる場合は、更新後の就労証明書の提出が必要です。	就労証明書
就労 (自営業等)	家庭内で働いており、児童の監護ができない場合。 ※自ら営んでいる人が、就労状況を記入してください。	就労証明書
農業等	農業等により、児童の監護ができない場合。 ※自ら営んでいる人が、就労状況を記入してください。	就労証明書 確定申告書写し
産前・産後	産前産後(産前2か月前の日の属する月の1日から、産後4か月後の日の属する月の末日まで)で児童の監護ができない場合。 ※育休期間中は除きます。	申立書 母子健康手帳写し ※出産予定日(出産日)の分かるページ
疾病・障害	病気やけが及び精神や身体に障害を有しているため、児童の監護ができない場合。	申立書 ※医師の診断書、介護認定証・障害者手帳の写しなど
看護・介護	同居家族等の看護や介護を常時必要とし、児童の保育ができない場合。	申立書 ※医師の診断書、介護認定証・障害者手帳の写しなど
就学	就学(職業訓練校における職業訓練を含む)していく、児童	申立書

	の監護ができない場合。	※在学証明書など
その他 (災害等)	上記に類する内容で、児童の監護ができないと町が認める場合。	申立書など ※内容により異なります。

※入会登録申請書は申込みをされる児童ごとに必要です。

※就労証明書及び申立書は、児童1人につき1部提出してください（2人目以降写し可）。

※障害者手帳の有無や特別支援学級への在籍にかかわらず、学校からクラブへの移動時や在所中、集団での活動が困難であると思われる児童の保護者は、申込みの時に必ず子育て支援課までご相談ください。

必要書類の配布場所

世羅町子育て支援課・各放課後児童クラブ・せらにし支所

III. 受付期間終了後及び年度途中の入会申込みについて

受付期間終了後や、年度途中の申込みについては、定員に空きがある場合は随時受付します。ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

学校の長期休業中のみの利用希望者も、なるべく受付期間中の申込みをお願いします。

【入会申込み受付場所・お問い合わせ先】

世羅町子育て支援課 (世羅町世羅保健福祉センター内)

〒722-1192 世羅郡世羅町大字本郷 947 番地

電話番号 (0847) 25-0295



7. 利用内容の変更・退会について

通年利用から長期のみの利用へ利用内容を変更する場合や、保護者の退職などにより利用の必要がなくなる場合は、必ず変更・退会する月の前月中に届を子育て支援課または放課後児童クラブに提出してください。

退会届を提出されないと、利用料が必要となります。

年度の途中から入会申し込みをされる場合も、必ず希望する月の前月25日（25日が休業日の場合は前開庁日）までに申請書類を子育て支援課に提出してください。

8. 利用料（児童1人当たり）について

原則、利用日数に関わらず月毎に必要です。（日割り計算は行いません。）

学校の長期休業日を含む月（4月・7月・8月・12月・1月・3月）の利用料は、利用月の前月中に利用確認表を提出していただき、利用予定によって仮に決定します。

ただし、利用確認表提出後に利用料に関わる変更が生じた場合は、前月中にご利用の放課後児童クラブへ連絡してください。変更内容に応じて利用料を決定します。

【利用月になって予定変更した場合の利用料】

・「利用しない」に予定変更した場合・・・利用料の変更はできません。

・「利用する」に予定変更した場合.....変更内容に応じた追加利用料をいただきます。

○通年利用者（平日の放課後と長期休業中の利用者）

利 用 月	利 用 料（月額）	備 考
5月・6月・9月・10月・11月・2月	3,000 円	利用がない月も利用料は必要です。
4月・7月・12月・1月・3月	4,000 円	
※長期休業中の利用予定・利用実績がない場合	3,000 円	長期休業日のある月は利用状況によって利用料が異なります。
8月	5,000 円	
※利用予定・利用実績がない場合	0 円	

○長期休業中のみの利用者（春休み・夏休み・冬休みのみの利用者）

利 用 月	利 用 料（月額）	備 考
4月・7月・12月・1月・3月	1,500 円	利用予定・利用実績のない月は利用料がかかりません。
8月	5,000 円	

9. 利用料の納付方法について

口座振替（金融機関からの引き落とし）または、納付書での支払いとなります。

【口座振替】

利用する当月分の利用料が月末日に指定口座から自動で引き落とされます。残高不足で引き落としができなかった場合等は、納付書を送付しますので、すみやかに納めてください。

振替可能な金融機関は尾道市農業協同組合・もみじ銀行・広島銀行・両備信用組合・郵便局の5金融機関です。

【納付書】

納付書での納付を希望する場合や、月の途中からの利用を開始する場合は、納付書を送付しますので、納期限までに納めてください。

※コンビニでは支払いはできませんのでご了承ください。

口座振替依頼書の提出について

利用料の支払いは便利な口座振替をおすすめします。

新規で口座振替を利用する場合や、継続利用者の方で今まで引き落とししていた口座から変更する場合は、ご希望の金融機関に「口座振替依頼書」を提出してください。

※申込み児童ごとに1部提出してください。（なるべく申請者と同じ名義でお願いします。）

なお、継続利用者の方で変更のない場合は「口座振替依頼書」を提出する必要はありません。

現在利用中または利用していた児童の兄弟姉妹が新たに利用を開始する場合については、口座振替依頼書を提出してください。

10. スポーツ安全保険の加入について

放課後児童クラブを利用する児童の万一に備え、「スポーツ安全保険」へ加入していただきます。

入会の承諾後、年間掛金及び手数料を放課後児童クラブにて徴収します。

※途中退会された場合でも、掛金の返金はできません。

1 1. 利用形態や就労状況等の変更について

諸事情により当初の申込み内容に変更が生じた場合（世帯状況・勤務先・勤務内容等）は、その都度該当する書類を世羅町子育て支援課に提出してください。

※再審査によっては放課後児童クラブをご利用頂けない場合があります。

利用予定の変更は、放課後児童クラブと学校へ直接お願ひします。

1 2. 児童クラブの出欠について

毎月、翌月の利用確認を行います。確認後に利用する日・しない日に変更がある場合は、利用日の前日までに必ず放課後児童クラブと学校へ連絡してください。

（※利用日当日に急遽利用を変更される場合についても、放課後児童クラブと学校へ直接お願ひします。）

1 3. お弁当について

休校日、土曜日など学校がない日にはお弁当が必要になります。現金及びジュース、ゼリー、カップラーメン等の持ち込みは原則禁止です。詳しくはクラブへご相談ください。

1 4. ご家庭でのしつけ・指導について

クラブでは、子どもたちが学校から離れ、のびのびと過ごせる場所を提供しておりますが、同時に『集団生活の場』でもあります。児童の安全確保に支障をきたす恐れがありますので、支援員等の指示や児童クラブのルールを守り友だちと仲良く過ごせるよう、家庭内でもご指導ください。支援員等の指示を守らず、繰り返し他人への迷惑・危険行為等を続けた際には、安全の保障ができない為、クラブを退会していただく場合があります。

1 5. 病気やケガについて

37.5度以上の発熱がある場合はご連絡します。またケガが発生した場合、応急処置はクラブで行いますが、必要に応じ保護者へ対応を確認したり、状態によっては即救急車で病院へ搬送します。また、インフルエンザや新型コロナウィルス感染症等により、学年及び学級閉鎖となった場合は、当該学年及び学級に在籍する児童は利用できません。また、出席停止となる感染症等が発症した場合、医師の許可が出るまで利用できません。

（※原則、学校と同様の対応とさせていただきます。）

クラブの職員は児童の安全のため施設を離れることができません。症状によっては、保護者の方に急なお迎えをお願いすることがありますので、ご協力をよろしくお願いします。



保護者の皆さまへお願い

子どもたちは、保護者の方のお迎えを心待ちにしています。ご家庭で過ごされる時間は集団生活とは、異なる大切な時間です。お仕事等が終わられましたら、できるだけ早めにお迎えに来ていただき、お子さまとお過ごしください。

また、放課後児童クラブの利用ニーズは年々高まっており、在籍しているにも関わらず利用がない方もおられ、本来利用したい方が利用できないことも予想されます。数か月間利用がない方には、状態確認をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

16. 放課後児童クラブ一覧表

小学校区	クラブ名	実施場所（住所）	連絡先	定員
世羅小学校区	元気っ子クラブ (1年生～6年生)	世羅町児童ふれあいセンター (本郷 889 番地3)	0847-22-2630（クラブ直通）	120
甲山小学校区 (長期休業中のみ定員を 70名定員にします。)	甲山のびっ子会 (1年生～6年生)	甲山小学校体育館2階 (小世良 67 番地2)	0847-22-3793（クラブ直通）	40 (70)
せらひがし小学校区	せらひがし 放課後児童クラブ (1年生～6年生)	世羅町中央自治センター2階 (東上原 388 番地1)	0847-22-1500（クラブ直通）	30
せらにし小学校区	あゆみ 放課後児童クラブ (1年生～6年生)	あゆみ放課後児童クラブ (小国 4495 番地2)	080-2930-5388（クラブ直通） くるみティサービスセンター 0847-37-2178	40

※ 平日の午前中は支援員が不在です。午前中に連絡をされたい方は、別途クラブが指定する連絡方法でご連絡ください。

17. 利用上の注意事項について

- ① 放課後児童クラブは保護者（高校生を除く18歳以上）のお迎えが原則です。お迎えに来られた時は、来られたことを支援員に必ず告げてください。また、学校休業日については送迎が必要になります。保護者以外の方が送迎する時は、事前に放課後児童クラブにご連絡ください。
- ② 送迎は時間厳守でお願いします。土曜日や長期休暇中等の開所時間は午前8時です。時間にならないと開所はできませんのでご了承ください。また、やむを得ずお迎えが午後6時30分を過ぎる場合は、必ず放課後児童クラブへご連絡ください。時間までの迎えが難しい場合は、世羅町ファミリー・サポート・センター（電話：0847-22-3162）の利用をおすすめしますが、事前に利用登録が必要ですので、直接お問い合わせください。

- ③ 緊急連絡先等に変更がありましたら、必ずご連絡ください。
- ④ 児童が備品や窓ガラス等を故意に破損させた場合は、スポーツ安全保険の対象外となり、保護者の方に修理費用を負担していただくことがあります。
- ⑤ 放課後児童クラブから直接塾等へ通う場合に万が一事故等にあった場合、スポーツ安全保険の対象外となります。（放課後児童クラブから直接塾等へ通う場合には申込書・同意書及び誓約書の提出が必要です。）
- ⑥ 利用料とは別途、毎月おやつ代を、各放課後児童クラブで徴収します。詳しくは、放課後児童クラブへ直接お問合せください。
- ⑦ 現在利用されている方で、利用料に未納がある場合は、入会できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑧ 頻繁に利用時間の超過など放課後児童クラブの運営に支障をきたすことがある場合は、入会承諾を解除することがあります。

世羅町子育て支援課

(世羅町世羅保健福祉センター内)

〒722-1192

世羅郡世羅町大字本郷 947 番地

電話番号 (0847) 25-0295